

長福総第347号  
令和4年10月6日

社会福祉法人 長崎市社会福祉協議会  
会長 馬場 豊子 様

長崎市長 田上 富久



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

なお、本証明書に係る有効期間は、次のとおりです。

有効期間

令和4年10月6日から令和9年10月5日まで